

京都府食育推進懇談会設置要領

(設置)

第1条 京都府において策定する「京都府食育推進計画」(以下「計画という。」)の策定に当たり、食育の取組に関して府民・有識者(学識経験者)の意見を聴取するため、京都府食育推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(委員の役割)

第2条 懇談会の委員は、計画策定に当たり、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 食育の推進に関する事項
- (2) その他計画の策定に当たり必要と認められる事項

(委員)

第3条 懇談会の委員は、学識経験を有する者12名以内とする。

- 2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- 3 委員に欠員が生じ、運営に支障が生じたときは、新たな委員を選任できるものとし、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 座長は、互選により選出する。
- 5 座長は、懇談会の議事を運営する。

(会議)

第4条 懇談会は、農政課長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 農政課長は、必要があると認めたときは、懇談会に専門的事項に関し学識経験を有する者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、懇談会で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府又は懇談会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の非公開等)

第7条 会議については、原則として公開とする。ただし、農政課長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

2 懇談会委員の氏名は公表する。

3 議事録要旨は、京都府ホームページにおいて公表する。

4 職員その他懇談会の場に出席した者は、会議で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府又は懇談会が公表した情報については、この限りではない。

5 その他「京都府情報公開条例」及び「京都府個人情報保護条例」に基づき対処する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、農政課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月7日から施行する。